

発議第1号

発議書

原子力発電所の再稼働及び新增設は国民的議論を尽くした上で決定することを求める意見書について

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和5年3月24日提出

提出者 可児市議会議員

伊藤 健二

富田 牧子

可児市議会議長 板津 博之 様

原子力発電所の再稼働及び新增設は国民的議論を尽くした上で
決定することを求める意見書

令和4年12月8日、経済産業省の原子力小委員会は、原子力発電所の建て替えや運転期間延長を進めることなどを盛り込んだ行動指針案を大筋了承した。

平成23年3月11日の東日本震災による東京電力福島第一原子力発電所の甚大な事故への反省を経て、政府はこれまで「可能な限り原発依存度を低減する」として、原発の新增設や建て替えは想定していないと表明していたが、行動指針案では、次世代革新炉の開発・建設を進め、既存の原発の最大限の活用、再稼働への総力の結集を掲げた。そして現行の原発運転期間の制限規定を原則40年、最大60年から、60年以上の可能となる内容に変更することが示されている。

日本は世界有数の地震大国がある。ひとたび原発が重大事故を起こせば、国民の生命を脅かし国土の破壊につながることは過去の経験から明白である。

このような原発の将来の指針をめぐる原子力政策を、国民を交えたさらなる論議や国会での時間をかけた審議を経ることなく安易に決定することは、民主主義のあり方からみても最善の判断とは言い難いものである。

脱炭素社会の加速化や、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーの供給不安が叫ばれる中、我が国において電力の安定的確保は最重大課題ではあるが、目の前の危機回避を理由に長期的で重要な原子力政策の行動指針を拙速に方向転換することは、将来に大きな禍根を残すことにつながりかねない。

原子力発電所の再稼働及び新增設については、開かれた場において十分な国民的議論を尽くした上で決定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

岐阜県可児市議会